

午後1時30分開会

○岩田委員長 はい。公共施設調査・整備特別委員会をこれから始めさせていただきます。座って進めさせていただきます。

今日は欠席届は出ておりません。

まずは、報告事項がありますので、説明を求めます。

○小阿瀬子育て推進課長 それでは、教育委員会資料1に基づきまして、子どもの遊び場の新設につきましてご説明をさせていただきます。資料をご覧ください。

現在、8か所で子どもの遊び場事業として、子ども部で行っておりますけれども、このたび、新たな遊び場につきまして、先方と協議が調いまして、区内で9か所目となります。子どもの遊び場事業を開所できる見込みとなりましたので、ご報告をさせていただきたいと思っております。

実施の場所でございますが、資料の項番2でございます。東京中華学校の校庭となりまして、場所は五番町でございます。面積3,729平米というところでございます。

実施の日時でございますが、項番3でございます。毎週日曜日になりますけれども、午後2時から午後4時まで、年末年始を除いてということになります。天候等によっては中止となる場合がございます。

スケジュールでございます。3月5日号広報、また、ホームページで周知をさせていただくほか、近隣にはお声がけをさせていただいているという状況でございます。オープンが3月24日日曜日からオープンというところでございます。

5番、実施の方法でございます。プレーリーダーを配置させていただきまして、子どもたちの遊び相手、また、安全管理などを行う予定でございます。

(2) 遊具の貸出しとなっておりますけれども、通常の遊び場同様、柔らかいボールでありますとか、グローブ、バレーボールなどを貸し出す予定でございます。

6番、その他でございます。(1) 校庭の使用範囲と書かせていただいておりますけれども、学校備品類やガラスの破損等の可能性を極力抑えていくため、校庭の使用範囲を適宜限定すると書いてございますけれども、具体的には、道具でありましたら、硬い木製や金属のバッド類でありますとか、ゴルフクラブ、また、硬球とかゴルフボール、こういった硬いもの、これは使用を禁止させていただくというところで考えてございます。

通常のキャッチボール程度、軟式を用いたキャッチボール程度ですとか、また、バスケ、サッカー、こういったものは認めていきたいというふうに考えているところでございます。

(2) トイレの利用でございますけれども、当日、校舎には立ち入ることができませんので、隣接するビルのトイレを利用させていただく形になります。案内は、適宜、プレーリーダーが行わさせていただきたいと思っております。

裏面に校舎の位置図でございますとか、既存の子ども遊び場事業の実施箇所を載せていただいております。位置図では、東京中華学校の校庭がありまして、左のところを利用する隣接の関係先のビルがございますので、その地下1階のトイレを利用させていただくというような流れになってございます。

簡単ではございますが、ご説明は以上でございます。

○岩田委員長 はい。ありがとうございました。

これに対して、質疑を求めます。何かご意見ある方はいらっしゃいますでしょうか。

○えごし委員 じゃあ、ちょっとお伺いしたいことがあります。

今回、遊具も貸出しをするということです。この遊具自体は、学校のどこかに置いていただくのか、それか、毎回持ってくるのか、どうなっているんでしょうか。

○小阿瀬子育て推進課長 学校の校庭の一部に場所をお借りしまして、遊具工のような道具入れを置かせていただいて、施錠と、あと、持っていかれないようにチェーンをつけて、お貸しいただくという状況でございます。

○えごし委員 ありがとうございます。

実際、使用していく上では、これは、飲食とかは中でやっていいのか。基本的に禁止にするのか。また、そういうごみとかが出た場合の対応について、いかがでしょうか。

○小阿瀬子育て推進課長 飲食につきましては、基本は、遊び場での道具以外のこととなりますので、ちょっとご遠慮いただくような形で考えておりますけれども、他人にご迷惑にならないような形であれば、そこは自己判断というところになるのかなと。基本的には、ご遠慮いただく方向で考えているところでございます。

あと、もう一点が、すみません。

○岩田委員長 ごみ。

○小阿瀬子育て推進課長 ごみですね。ごみは基本持ち帰りいただくような形になりますので、ごみは基本出さないようにしていただきたいのが、こちらのご要望でございます。

○えごし委員 通常の公園でも、やっぱり子どもたちとかが食べた後のごみとか、かなり残ったりもすることがありますので、そういう部分では、しっかりと周知徹底をしていただきたいなと思います。

最後、一つ、トイレが隣の隣接するビルということですが、ここのビルは、常時、空いているというか、入れる。この日は日曜日ですよね。日曜日だけど、入れるようになっていくことでよろしいでしょうか。

○小阿瀬子育て推進課長 遊び場を実施いたします日曜日は空けていただいているような状況になってございます。

○えごし委員 このビルの管理人さんのような方がおられるんですかね。それか、普通にもう入って、地下に行って、トイレに行けるような、ちょっと案内みたいなのはあるんでしょうか。

○小阿瀬子育て推進課長 ビルの管理人さんに直接お声がけするということは、お子様からはしていただく必要はないんですけれども、当日、プレーリーダーが、必要に応じて、トイレのご案内をさせていただくような形になります。安全に配慮して、行わせていただくという状況でございます。

○えごし委員 トイレに行きたいという一人一人、例えば、プレーリーダーの方が連れていくというのはなかなか難しいときもあるかもしれないので、そういうときは、ちょっとトイレはこちらですよみたいなのがもし分かりやすくなれば、お子様たちとかも、まあ、保護者と一緒に来ている人は、保護者と一緒に行くというはあるかもしれませんが、ちょっと分かりやすい配慮もしていただければなと思います。

○小阿瀬子育て推進課長 ご指摘いただきました点、安全にも注意いたしまして、そういった多くが行くという課題もあると思いますので、そこは、関係先とも調整をさせていただきながら、安全に配慮して、しっかりやっていきたいというふうに思っているところで

ございます。

○岩田委員長 よろしいですか。

すみません。ちょっと前後しますが、12月に人事異動がありましたので、お手元に名簿をお配りしていますので、ご確認ください。また、本日の日程及び資料をサイドブック스에掲載するとともに、紙資料を希望された委員にお配りしております。

では、続けます。

ほかに質問ある方はいらっしゃいますか。

○岩佐委員 この学校の校庭をお借りするというのは、すごくいいことだと思うんですけども、まず、こちらの学校、多分、この遊び場事業で学校をお借りするというのは今回が初めてということによろしいですか。

○小阿瀬子育て推進課長 民間学校をお借りするのは、今回が初めてでございます。

○岩佐委員 遊び場事業を展開していく中で、民間の学校をお借りするということは、ここだけでスタートされるのか、本当に、千代田区って、学校が多いと思うんですけども、ほかの学校とも交渉されて、こちらだけになったのか、ちょっとその経緯をご説明いただけますでしょうか。

○小阿瀬子育て推進課長 経緯を申し上げます。もともとは、昨年の夏に、区立小学校のプールの貸出しをお願いできないかというところが話の発端になっておるところでございます。そこから、私どもも、遊び場のほうの確保を求めているところがございますので、先方の事務局長さんに、私どもから、遊び場の校庭として、校庭を遊び場として使わせていただけないかと打診しましたところ、いいですよという話になりまして、まずは、場所を一度ご確認くださいという話でしたので、場所を担当のほうで確認させていただきまして、周りの状況、また、グラウンドも広いというところもありまして、じゃあ、ちょっと遊び場として交渉していこうかという話になりまして、9月から正式に交渉を開始いたしまして、このほど、協議が調ったというような経緯になってございます。

○岩佐委員 ありがとうございます。

ということは、今回はたまたま、たまたまといいますか、いろいろなそういったやり取りの中で、そういった話になった。すごくそれはいいことだと思うんですけども、欲を言えば、遊び場がまだ足りない。特にこういう時間限定でやる場合というのは、交渉もしやすいかと思えますから、今回、これをやっていただくことを、ほかの学校でも展開できるような形で進めるということは可能でしょうか。

○小阿瀬子育て推進課長 遊び場の基本的な確保のスタンスとして、区有地、民有地に限らず、こういった学校も含めて、場所を確保していく。こういった考えは、私どもも持っておりますので、そこは可能かと考えております。ただ、民有地、課題としては、民有地をお借りすると、区有地に比べて、必ず終わりがあるというところとか、あと、体制、これは区有地も民有地もそうですけれども、体制を整えるのに、プレーリーダーさんの体制を整えるのに半年ぐらいかかる。この辺は、ちょっと課題というふうには考えておりますけれども、ただ、そういった学校も含めた民有地も遊び場として確保していく姿勢、こういったものには変わりございませんので、そういった学校さんも、民間の学校さんも、そういった施設として適地であれば、交渉の俎上には上げたいというふうには考えているところでございます。

○岩佐委員 確かに、今回も、施設、例えば、トイレの施設が使えないとか、制限はあると思います。ただ、やはり、これだけ学校がある中で、土日、使っていない学校も結構たくさんありますので、そこはぜひ進めていただきたいと思います。その中で、今回、なるべくガラスなんか割れないように遊具を工夫されるというお話でしたけれども、保険というのは、これは入ることになるのか。もし、何か事故とか、何か壊したり、毀損とかがあった場合に、誰が責任を持つのかということは、これ、協定か何かをされているのでしょうか。

○小阿瀬子育て推進課長 お子様、プレーリーダー、職員とおりますけれども、お子様に限っては、基本的に保険に入ったりとか、そういったことはしないで、遊び場のほうを、現状の遊び場でも使用していただいておりますので、仮に事故が起ってしまった場合には、その時々状況でちょっと判断していくしかないのかなと。特に、今回、民間で借りているところがございますので、その責任、やはり最終的に責任がどこにあるかというのは非常にすぐに判断できるかという、難しいところがありますので、個別事情によって判断していくような状況になるかと思っております。ただ、プレーリーダーさんのほうは、保険に入っておりますので、何かプレーリーダーさんが元になって、例えば、また、職員が元になって起きた事故が明白である場合には、保険のほうで対応したりとかということも可能であると思っておりますけれども、原因究明のところ、いろいろと最終的にはどこに瑕疵があるのかというところは、調査によって調べていくというような状況になるかと思っております。

○岩佐委員 ありがとうございます。

どちらかという、もちろんけがとかもそうなんですけど、けがというよりは、民間の建物を――建物じゃないや、校庭をお借りするのに当たって、校舎ですとか、門ですとか、そういった建造物に対して何かあったときに、ここがしっかりと明確になっていないと、今後、ほかに展開するに当たっても、貸しづらいと思うんですよね。逆に、そこをしっかりと一義的には一番最初に原因になったお子さんが何かあまりにひどかった場合とか、事情にもよるんでしょうけれども、最終的な責任というのに対して、これは、区の事業としてやられるのであれば、そこで何か保険ということか、あるいは、この範囲では責任を持ちますよということは積極的に考えられたほうがいいんじゃないかと思うんですけど、そこに関しては、いかがでしょうか。

○小阿瀬子育て推進課長 何かそういった、そうですね、事故等があった場合の責任の所在というのは、確かにそこをしっかりと決めておくということは必要なことだと思っております。对学校さんとは、器物のことでありますとか、備品類などのところで、我々と学校側では協定を結ばせていただいて、これこれこういう場合にはこうだということところは、具体的に決められるところは決めていきたいというふうに考えております。

○岩田委員長 はい。春山委員。

○春山委員 新しい子どもの遊び場が増えたということで、とても喜ばしいことだと思います。ただ、ちょっと幾つか確認させていただきたいんですけれども、現状ある子どもの遊び場の中で、例えば、フットサルコートは用途がフットサルというふうによく分かるんですけれども、今ご説明があった新しくできるところは、区のほうで、バスケットもできるように、サッカーもできるように、ちょっとしたキャッチボールができるような遊具を用意する――ものを用意するというところだったんですけれども、今後、どこをどういうものが

特化してできるとか、バスケットはここを中心にできるとか、そういったこの遊びの種類ごとに特色というか、持たせていくということは考えられているんでしょうか。それとも、どこも何となく遊び場で遊べますよというふうに見せていくということなのか。その辺のこれからの戦略的なところのちょっとお考えを頂けますか。

○小阿瀬子育て推進課長 現状の遊び場8か所、また、今回できます中華学校等につきましては、子ども部の子どもの遊び場事業というところで、広くボール遊びもできるような形で、遊びの制限はあまり加えないようなところで行うものでございまして、ご質問にありました、例えば、バスケだ、サッカーだということになりますと、また今後のちょっと検討の課題というところになっておりますので、子ども部を越えたところ、区全体で、そういったことも検討していかなければならないところなのかなというふうに思っておりますけれども、我々の子どもの遊び場事業の展開といたしましては、確かに、人口が増えてきているところで、お子さんの人口も増えてきている。0-18の人口も増えてきているところもありますので、いかほど必要かという長期的なことについては、なかなか難しいところなんですけれども、中期的には、やはり子どもの遊び場に対して、人口も増えてきているというところもありますので、必要性があると感じています。

なので、年度1か所は、1か所以上は、まず、新規の遊び場を子ども部として創出していきたいというのが一つありますのと、現状の時間、現状の8か所の遊び場の中でもちょっと時間が制限されてしまったりとかというところ、曜日が制限されてしまっているというところがありますので、曜日とか、あと、日にちの拡大というものは、来年度以降、今後、考えていきたいと、そのような展望で、この二、三年先の状況でございますけれども、遊び場を1か所以上は増やしていくということと、そういう曜日と日の拡充を考えていくということ、中期的に考えておるところでございます。

○春山委員 ありがとうございます。これから拡大されていくということで、それもとてすばらしいと思うんですけれども、受益者ごとで、どこがどのくらい使えるのか、どういう需要があるのかというのは、やっぱり拡大するに当たっても、よく分析して、それを反映していくということがすごく大事だと思うんですけれども、子どもたちによっても、どういうボール遊びがやっぱり需要があるのか、それに応じて、どこの空間をどういうふうに調整していくのかというのは、部署間をまたいで、各遊び場、遊ぶ場所ごとではなくて、需要に応じた受益者にちゃんと公益性があるような空間整備というのが必要なんではないのかなと思いますが、いかがでしょうか。

○小阿瀬子育て推進課長 おっしゃるように、各遊び場ごとの利用者のニーズというか、意識というものをやっぱり大切にしていくということが基本でございますので、そこら辺の利用状況とかをよく我々も現状調査しながら、今後進めていきたいなというふうに考えているところでございます。（発言する者あり）

○岩田委員長 いいですか。

春山委員。

○春山委員 はい。ありがとうございます。

それと、今回のところは、民有地ということで、子ども以外の、例えば、小さなお子さんを連れのお母様とかが過ごせるような空間というのは、なかなか整備がしづらいと思うんですけれども、その辺、子ども、遊ぶ子ども以外の方々、一緒に来る方とか、そういっ

たところの整備については、今後、どうお考えでしょうか。

○小阿瀬子育て推進課長 そうですね。遊び場事業以外というところで、お子様連れとかということだと思うんですけれども、附帯で、現状におきましても、お子様とお母様がお見えになられて、遊び場というよりは、周りに憩いというか、そういった形でお越しになる親子の方もいらっしゃると思いますので、現状でも、そうした使い方はいただいている遊び場もございます。ただ、おっしゃるように、そういったところを創出していくというところは、非常に区全体としては必要なことだと思いますので、関連する部署とも、協議、連携して、そういったところは検討してまいりたいというふうに思っているところでございます。

○春山委員 最後に。

ありがとうございます。

最後に、もう一点、この遊び場事業を拡大していく上で、やっぱりプレーリーダーの役割というのがすごく大事になってくると思うんですけれども、現状、募集方法であるとか、委託先の方々が苦労されていると思うんですけれども、その辺の課題感というのはあるんでしょうか。

○小阿瀬子育て推進課長 現状、遊び場で、プレーリーダーさん、委託事業として行わせていただいているんですけれども、やはり大学生のボランティアさんを集めていただいて、一定の安全管理でありますとか、お子さんとの関わり方とか、研修を積んで、それで現場に派遣されるというような状況を聞いておりますので、そういった意味では、非常にすぐにはできるようなところではないというのが一つあるというところで、体制づくりに課題がこういったところはあるということと、あと、そうですね、緊急時の対応とかというところもきっちり研修で行っていただいたりとかもしておりますので、そういったところも、課題感としては持っているところでございます。

○春山委員 すみません。ごめんなさい。今のプレーリーダーなんですけれども、募集方法というのは、委託先のところは、どこに対して、どういう募集をかけていらっしゃるんでしょうか。

○小阿瀬子育て推進課長 民間事業者から、すみません、募集の、そうですね、詳しいところまでは今ちょっと資料がなくて、申し上げられないんですけれども、業者さんから大学生とかを集めて、募集をかけてと。可能であれば、やってもらうんですけど、やる場合には、そういった研修を受けて、採用すると。（発言する者あり）ええ、研修をしてから、6か月ぐらいはかかるというふうに聞いているところでございます。

○春山委員 ごめんなさい。ちょっとごめんなさい。私も不確かな情報なので、その辺り、確認いただきたいんですけれども、何か千代田区内の大学じゃないと、応募ができないとか、何かのハードルがあったと聞いていて、逆に、近くに住んでいる大学生の子がプレーリーダーに応募ができなかったというようなお話もあるので、その辺り、今後の、もし拡大していくのであれば、プレーリーダーって、すごく役割も大事だし、人数も必要になってくると思うので、その辺の情報を改めて頂けますでしょうか。

○小阿瀬子育て推進課長 そうですね。大学生の方が募集できないとか、そういう住所要件とかがあるかというところで、よりこれから広げていくためには、確かに、プレーリーダーさんの役割って非常に大切なものだというふうに認識しておりますので、詳細、すみ

ません、ちょっと今申し上げられませんが、そういう採用のところ、そういう地域性とか、どれぐらいの範囲で申し込めるのかとか、ちょっと広げられるのかどうかとか、そういったこともちょっと業者とは密に連携をして、そういった環境づくりになるように努めてまいりたいというふうに思っております。

○岩田委員長 それで、今の春山委員の質問のハードルが何かちょっとあるみたいなような話は特にはないんですかね。

○小阿瀬子育て推進課長 特に、私どもは、そうですね、業者さんから聞き及んでいるところではございません。

○岩田委員長 はい。ありがとうございます。

はまもり委員。

○はまもり委員 時間のところを教えてください。今後、拡大予定ということなんですけれども、現状、この2時間が多いというのは、やっぱり、この2時間を超すというのが一つハードルになっているのか、何か、あるいは、2時間が一遊びの区切りになるのか、何かこの辺が理由があるのであれば、教えてください。

○小阿瀬子育て推進課長 特に、2時間だからというところは、全部、2時間なんですけれども、特にこれが2時間、なぜ、2時間かというところは、なかなか、経緯でこうしてきた、プレーリーダーさんの安全管理の時間であるとか、様々、これまでの中で議論をされて、2時間でやってきたというところがあると思いますけれども、ただ、場所によっては、やっぱり3時間がいいとか、そういうニーズもあるかと思しますので、そこはちょっと体制との問題もありますけれども、体制を整えられるのであれば、そういった3時間にしたりとか、また、曜日を、別の曜日を増やしたりだとか、そういったことは、今後、検討していきたいというふうに考えています。

○はまもり委員 そうですね。ちょっと、私も詳しくないですけど、野球とかサッカーとかを試合形式でやる場合には、2時間だと足りないとか、もう少し遊びたいというのがあるのかなと思ったので、質問させていただきました。

ちなみに、プレーリーダー、この5名というのは常設——常設というか、常にいてくれる方が5名いるのか、あるいは、5名の中で交代していくのかということ、どういう状況なんでしょうか。

○小阿瀬子育て推進課長 この遊び場の時間帯は、常に5名いる体制となっております。

○はまもり委員 分かりました。かなり手厚い状態で見ただけというのが分かりました。

プレーリーダーの役割としては、一緒に遊んでいただいたりとか、見ていただいて、安全にということで、この5名というのは、広さとかによっても人数が変わってくるんでしょうか。

○小阿瀬子育て推進課長 広さというところまで細かくは決めておりませんで、現状の遊び場、8か所で、プレーリーダーを付しているところは4名でやっておるところなんですけど、今回、中華学校さん、民間の校庭さんで、安全管理、プラス、そういった器物破損とかの抑制という意味も込めまして、1名、体制を多くしております、通常4名でやっているところを、この中華学校さんは5名で体制を組ませていただいている、組ませていただくという予定でございます。

○はまもり委員 分かりました。

ちょっと最後になります。何かこれは中華学校さんと定期的に打合せをしたりとか、見直しとか何かがあるような、そういったスケジュール感だったり、お互いの調整みたいな、そういったものはどうなっているのか、教えてください。

○小阿瀬子育て推進課長 現状では、今後、定期的にお会いして、何かをするというところは決めておりませんが、事務局さんとは、常に連絡、調整できる体制を整えておりますので、何か疑問な点、疑義が生じたときとか、そのまま連絡も取れますし、また、打合せもすることも可能かと思っておりますので、そこは、適宜、決めていければいいかなというふうに考えているところでございます。

○はまもり委員 はい。分かりました。

○岩田委員長 よろしいですか。

○はまもり委員 はい。大丈夫です。

○岩田委員長 私からちょっとあるんですけども、中華学校さんから区のプールを貸してほしいというのと、それと、区が中華学校さんの校庭を貸してほしいというので、マッチしたということなんですけど、プールの貸出しの条件とかって何かあるんですか。

○小阿瀬子育て推進課長 細かい条件等々は、今、いろいろ調整をしております。

○岩田委員長 あ、調整中。

○小阿瀬子育て推進課長 まだちょっとプールの貸出しの件は、今、検討中というところでございます、遊び場が先行して話が調ったという状況でございます。

○岩田委員長 分かりました。ありがとうございます。

あと、先ほどの岩佐委員の保険の話があったじゃないですか。どこかの委員会のところで、お子様が公開空地で遊んでいて、何かライトを壊しちゃって、結構な金額を請求されたというのがありましたよね。だから、そういうのもちょっと心配なので、今後、ちょっとそこは詰めていただきたいというのと、あと、春山委員のニーズに応えるというところで、例えば、区がサッカーができるところばかり用意したら、実は、子どもたちは野球をやりたかったよみたいなようなことのないように、そこもちょっといろいろニーズに応えられるようにしていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いします。

○小阿瀬子育て推進課長 そうですね。最後にありましたニーズのところ、やっぱり遊ぶ種類とかというのも、ニーズとして、高まりがあると思っておりますので、そこは、今後の検討課題かなというふうに考えているところでございます。

○岩田委員長 はい。よろしく願いいたします。

○小阿瀬子育て推進課長 あと、そうですね、一つ目も、保険ですよ。そこは、個別具体的に判断しなければいけないところは確かにありますけれども、いろいろそういう後々何かあったときに問題になるケースもあると思っておりますので、そこ、ちょっと慎重にやってまいりたいというふうに考えております。

○岩田委員長 よろしく願いいたします。

ほかにございますか。

大丈夫ですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○岩田委員長 それでは、（１）子どもの遊び場の新設についての質疑を終了いたします。

次に、（２）和泉小学校・いずみこども園等の施設整備について、理事者からの説明を求めます。

○赤海子ども施設課長 恐れ入ります。それでは、和泉小学校・いずみこども園等の施設整備について、資料２などに基づき、ご報告させていただきます。

まず、教育委員会資料２をご覧ください。和泉小学校・いずみこども園等の施設整備におきましては、現施設の現地での建て替えが非常に難しいことから、現施設の敷地と公園を入れ替えることによって、一体的な整備に向けて取り組んでいるところでございます。これまで、敷地について、法適合性の確認などで時間を要していたところでございますが、庁内や東京都との協議により、和泉公園との一体的な整備について、一定の見通しが立ちましたことから、改めて小学校・こども園の関係者による校・園関係者懇談会を去る１月２６日に開催いたしまして、基本構想素案（たたき台）等をお示しし、意見を伺いました。また、児童、小学校・こども園の保護者と教職員に、現在の施設に関することや、今後整備するに当たって、どのような施設としたいかといったことについてのアンケートも併せてお示しするとともに、ご報告させていただくものでございます。

項番１、校・園関係者懇談会についてです。改めてですが、構成は和泉小学校・いずみこども園の教職員等及びＰＴＡの方、それから、施設所在地の町会の方、それから、オブザーバーとして、現地の和泉橋出張所の所長にご参加いただいております。

せんだって開催いたしました概要につきましては、１月２６日の午後６時、パークサイドプラザで施設整備の経緯経過、新設整備に向けた考え方についてとして行わせていただきました。当日の資料ですが、基本構想素案（たたき台）とアンケートの調査結果についてをお示したところでございます。

資料の別添１－１をご覧くださいませ。１枚めくって、１－１をご覧くださいませでしょうか。

こちらの基本構想素案（たたき台）ですが、昨年の７月４日の当特別委員会でお示したものに敷地のめどが立ちつつあるということで、Ｐ６、６ページをご覧くださいませでしょうか。６ページ以降で、施設整備として整備方針ですとか、配置、フロア構成の案、検討体制、施設開設までの大まかなスケジュールを追記させていただいているものでございます。

６ページですが、（１）整備方針といたしまして、和泉公園と学校敷地を換地し、和泉公園と一体的に整備するとしておりまして、（２）といたしまして、配置、新施設の構成、フロア構成、公園閉鎖時の代替措置といった項目を記載してございます。

なお、（２）の①の配置についてですが、現在の公園敷地と施設敷地を東西で入れ替えまして、整備後に施設敷地と公園敷地のそれぞれ一部を相互で一体的に利用することを想定してございます。

お示してございます図は、入替え後のものと、あと、一体的利用をイメージしたものでございまして、薄く緑色となっている部分で、相互で一体的に利用する想定を表したものでございます。

③、７ページの③フロア構成については、表のとおりのを想定しているところでございます。

整備に当たりましては、現在の和泉公園の大部分を一定期間閉鎖する必要がございます

ため、その代替措置案で、④といたしまして、いずみ児童遊園に遊具を移設し、児童・園児の遊び場を確保する。学校等が使用していない時間に校庭を開放する。佐久間公園にじゃぶじゃぶ池等の一部機能を移設するというようなことを想定しております。

（3）の検討体制は、せんだって触れさせていただきました和泉小学校・いずみこども園等施設整備の校・園関係者懇談会でございます。

恐れ入りますが、もう一度、教育委員会資料2にお戻りいただけますでしょうか。

（3）懇談会で頂きました主な意見を抜粋させていただいております。読み上げますと、公園との一体的利用においては、学校・園のセキュリティ対策を進めてほしい。ICTや不登校児等への対策など、多様な教育に対応できるようにしてほしい。災害発生時の安全性、避難所としての機能を担保してほしい。子どもたちが運動できるスペースを確保してほしい。近隣と協力して整備を進めてほしいといったものでございました。

項番2、今後の予定でございます。令和5年度、今年度中に校・園関係者懇談会にて施設整備の基本構想策定を進めさせていただきたいと考えてございます。令和6年度は、基本計画の策定及び都市計画変更手続というふうに考えてございます。

なお、開設までのスケジュールといたしましては、行ったり来たりで大変申し訳ありませんが、先ほどご覧いただいております別添1-1の8ページに記載をさせていただいております。

次に、今申し上げました8ページから2枚おめくりいただきまして、教育委員会資料2、別添の2-1というものをご覧いただけますでしょうか。こちら、保護者、それから、児童、施設職員にそれぞれアンケートを行った調査結果でございます。

項番2のアンケートの結果概要でございますが、保護者の方々からは、安全・安心に関すること、より広い施設、建設中の教育環境などへの配慮、子どもたちや教職員のことを考えた施設づくりに関してというものがありました。また、児童からは、やはりより広い施設規模、自由に遊べる、または、過ごせる場所に関して、3番の施設職員からは、より広い施設規模、安全・安心に関すること、子どもたちや教職員のことを考えた施設づくりに関して、多くの意見が上がってございました。それぞれのアンケートの集計結果につきましては、別添の2-2から2-4までを添付させていただいておりますので、後ほどご覧いただければと存じます。

今後、校・園関係者懇談会に再度ご意見を伺いながら、この基本構想素案の策定、または、基本構想の策定を進めまして、また、公園が使用できない期間の代替ですとか、公園の整備に関する具体に関すること、様々な手続に関することについて、引き続き、環境まちづくり部及び関係部署と連携しながら進めてまいりたいと考えているところでございます。

ご報告は以上でございます。

○岩田委員長 説明が終わりました。

委員からの質疑を受けます。

○林委員 まとめてなんで、お疲れさまでしたというか、本当に公園と一体できてよかったなと思っています。

ここから基本構想をつくるときに、幾つか利用者よりも区のほうで動いていただかなくてはいけない点があるので、まず一つが、和泉町の13番地の土地なんですね。6ページ

でいくと、公園の真ん中辺の左側になるんですけども、ここはコインパーキングになっているんですよ。こういった学校改修のときに、併せて、土地の購入をして、例えば、今、和泉公園にあるちよくるの置場とか、防災倉庫みたいなところとか、こういうのをちょっとこういったところに移動して、できるだけ遊べる空間、正方形なり、長方形の四角形をつくるんだったら、これ、タイムスケジュールで、土地を買うんだったら、どんな手続きが必要なのかというのを答えてもらいたいのと。

次が、現在の和泉小学校のちょうど入り口に信号と横断歩道がございます。これが通学路で動かさず、動かさないって、いろいろあったんですけども、学校の場所を移転する際に、横断歩道もやっぱり正門なり、通学路のところに移さなくては行けないと、佐久間町側から行くときに。またこの横断歩道を移す作業も相当時間がかかるわけですから、どのタイミングで、道路公園課のほうに行けば、要は、入り口が確定していないと、入り口とずれたところに横断歩道があっても、何のために移動するか分からないんで、このスケジュール感を教えていただきたい。

3点目がネットなんです。先ほどの報告事項でも、公園のネットがないとボール遊びが実際できないわけなんです。麴町小学校や九段小学校では、ネットが低いんで、ボールがすぐ出てしまうと。公園と、和泉小学校の場合は野球も大変強いんで、ボールが出ないような高さにするにはどこまで高いネットができて、公園部分と学校部分の統一したネットが建築基準法上どういう手続になるのかということ。

次は水物なんですけども、子どもの池の場所なんです。これ、1階で本当にいいのかどうか、せっかく一体化して、学校施設となるんで、なかなか着替えたり、遊んだりするときって、やっぱり視線も気になるわけなんです。親としては、特に着替えたり、トイレに行く場所というのは、それと、プールの場所が、また今回、地下に予定されていますけれども、これまで千代田区立の学校で、地下にプールだとか体育館だとかを置いて、やっぱり弊害もあったわけなんです。有効利用というのはいいんですけども、維持費もお金がかかる、造るのもお金がかかる。だったら、上にもう少し、容積の関係もあるんですけど、プールを乗っけた形のというのは検討できないのか、今から基本構想をつくるまでに、等々をちょっと基本構想とか、まちの方、保護者の方に聞く前に、地方公共団体としてというか、学校設置者として、ここまで用意した上で配置をどうしようとかとやらないと、後から横断歩道がずれますとか、後からちよくるの場所ができますとか、後からネットはここまでしか立てられませんとかという、公園のトイレの場所も含めてですけども、自由自在に動かせる前に、区としては、やっぱり全庁的に挙げて、協議できる、前さばきというか、場をつくらなくては行けないと思うんで、そのタイムリミットというのは、いつになるんでしょうか。いろいろ、小林さんのところとか、関わってくると思うんですけども。

○赤海子ども施設課長 まず一つ目の隣接する土地というんでしょうか、に関して、もし、学校の敷地などを広げるに当たっては、どのようなスケジュールになるのかということだったかと思います。こちらに関しましては、まず、持ち主の方々との交渉が必要だろうと思っております。もう一つは、区の、いわゆる、例えば、工事価格などを基準としての区が考える価格設定などがマッチするかどうかという検討が必要かと思えます。その後、財産管理担当部門のほうと相談をさせていただきながらということで、スケ

ジュール的に、どれぐらいというのが、申し訳ありません、ちょっと今お答えができないというようなところがございます。

それから、横断歩道の位置を変えなければいけないというような場合なんですけれども、こちら、やはり現時点では、具体的に施設の形、それから、入り口がどこということところが今決まっていないというところでございます。こちらは、基本計画を進める中で、具体的な内容が詰まってくると思いますので、そういったことのあるときに、具体的な位置、移動するのかなのかということも詰めていく必要があるかなというふうな受け止めているところがございます。

それから、ネットの高さに関してなんですが、ネットの張り方などについても、先ほど少し触れさせていただきましたが、まだちょっと具体的な形がないような状況でございますので、高さについては、基準法等々で十何メートルかになると、構造物などの縛りがあったかと思っておりますので、そういったことに関して、詰めさせていただく必要があるかなと思っております。

じゃぶじゃぶ池の位置に関しましても、今ご意見いただいたように、いわゆる周囲からの目があるということであれば、ちょっと、そういったことに関して、やや視点が弱い部分があったので、公園の整備の今後の調整の中で一緒に話をしていく必要があるかなと思っております。

また、プールが地下なのか、上層階なのかということに関して、現時点では、荷重の関係などもありまして、また、面積を取れる機械室などの都合も考えますと、地下が最適かなということ考えている状況でございます。これら、総合的なものの中のスケジュールといたしましては、やはり現時点の基本構想を固めていく中でも、ある程度固めていかなければいけないかなと思っておりますが、具体的な内容に関することもございますので、6年度に予定しております基本計画を策定していく中で詰めさせていただくようかなというふうな考えているところがございます。

○大森教育担当部長 すみません。ちょっと土地の取得のところでも補足をさせていただきます。恐らく今の学校敷地の隣に、ちょっと細い道路に面した、あれは——パーク21だったか、ちょっと覚えていないんですが、駐車場、確かにコインパーキングの駐車場がございます。で、それは、我々も——（「狙っている。」という者あり）それは認識してましたので、概算でというんですかね、工事価格などを基に、実は、持ち主と接触をさせていただきました。ただ、やはり、我々の価格と、たしか2.5倍か3倍ぐらいちょっと違うんで、公で適正に土地を売買するというの中では、ちょっと難しいかなと思っております。ただ、まだ整備が先なんで、その時点で、もし先方の価格が落ちているとかということがあれば、十分交渉できると思うんですが、現時点ではちょっと難しいと思って、それ以上の交渉はしておりません。

○林委員 部長が答えた、土地の価格で差があるというのは、これは分からないでもないんですけども、やっぱり、ここ、健保会館の正門のところ、土地を買った、少しずつ広げてきたという学校の教育環境のためにというのがあって、まちの方とか出てこない、お金のかけ方で再開発になったときに、床は買えるけれども、ここは適正価格が分からないから、新しくできるんだから、ここはつぎ込むけれども、土地にはつぎ込めないということになると、どういう手続をすれば買えるようになるんですかね、全庁的に。

いや、要は、高いなというのは分かっているわけですよ。ただ、自分ちだって、隣の土地を買うときは高いなと思って、吹っかけられても、いやいや、ちょっと広げたほうがいいやといって買うわけです。なおさら、この教育機関ですとか、千代田区にとって、ここから続くときには投資にもなるわけですから、ここ、市場価格よりも高いお金で買う、子どもたちのために、あるいは、避難所のためにという形になるには、どういう手続が必要なんですかね。

○小林区有施設担当課長 土地購入ということですので、私のほうからご答弁さしあげたいと思います。

土地の購入の考え方としては、以前作成しました公共施設整備の基本的な考え方の中で、今回のケースのような既存区有施設の拡大とか、利便性の向上につながる場合には土地を購入していきますよということをうたっていますので、今回のケースについては該当するのかなというふうには考えています。手続に関しましては、先ほど部長からも答弁ありましたように、価格のほうはやはり大きいかなと思うんですけども、庁内の土地建物価格審査会という専門の方を入れた会議の中で、土地の妥当性とか、そういったものは判断しているところであります。ただ、区として、こういったものをどうしても買いたいとか、そういったことがあれば、その辺の調整は必要なのかなと思うんですけども、それは、区の職員だけ入っています用地問題検討会とか、そういったところで検討を進めていくこととなります。

2倍とか3倍、どれぐらいが妥当かというのはちょっとあるんですけども、そういった手順・手続の中で、土地の購入というのは検討を進めているところでございます。

○林委員 公共施設適正配置構想のときから、近隣の土地あれば買いたいよねというのは、昔の方も言っていましたし、なおさら、今回、土地の話で、学校の隣接地であるとか、保育所の隣接地とか、公園の隣接地は積極的に買っていければいいよねという方針が出たと。価格が2倍から3倍と。ただ、手に入らない、いろいろ機会がないと手に入らないご縁もあってのことなんで、実際、動かしていくと、どれぐらい、最後は予算化になって、議決に入ってくるんでしょうけれども、庁内の中で検討して予算化まで行くとすると、どれぐらいの時間がかかるんですかね。金額の問題よりも、時間だと思うんですよ。ほかに先に買われてしまうぐらいだったら、何としてでも、こういう機会に手を握れないと、教育環境とか、子どもの環境なんて改善しようがないわけなんで、幾ら民間の土地を借りる、借りるといったって、それは、地方公共団体の仕事としては刹那的な問題で、恒久的なものにはならないんで、内部で議論するとすると、で、上がってくるとすると、どれぐらい、半年とか1年とか第1四半期とか、どれぐらいのめどをイメージすればよろしいんですかね。

○小林区有施設担当課長 先ほどお話ししたとおり、各会議体にかける必要がありますので、それぞれ期間が必要なんですけれども、やっぱり時間かかるのは、権利者との交渉というのは一番時間のかかるところかなと思うんで、ちょっとここがどれぐらいかかるかというのは判断できないところです。

会議体に関しては、土地の鑑定とかというのにもかけることとなりますので、これに1か月から2か月ぐらい、それと各会議体にかける過程が必要なんで、少なくとも半年ぐらいは権利者との交渉を除いた場合だとしてもかかるかなというふうには、ちょっとすみませ

ん、ざっくりなんですけれども、考えているところです。

○林委員 分かりました。じゃあ、新年度というか、今、6年度予算をやっていますけど、7年度予算にもしかけるとすると、第1四半期とかぐらいにはもうまとめてもらわないと、なかなか予算化というのは難しいということですので、頑張ってくださいというか、せっかく公園のご縁があるんで。

次に、横断歩道なんですけれども、これ、動かすというのは、どれぐらいの期間が必要なんです。警察との協議ですとか、信号機もついていれば、なおさらですし、あんまり隣接しているところに場所が、警察の許可が下りないとかになると、必然的に、6ページでいくと、ピンクのゾーンのどこまで右側に寄せられるかという話になってくると思いますが。

○神原道路公園課長 信号機の移設、横断歩道の移設につきましては、警視庁との協議が必要になってくると思います。期間につきましては、一定程度必要になってくるといことなんですけども、仮に動かせるというふうになった場合に、警視庁のほうで予算措置が必要になってまいりますので、当該年度で要望しても、翌年度というような形になってくるかと思えます。ですので、少なくとも、1か年というか、要望を出してから次、翌年の予算計上という形になってまいりますので。それと、信号機の間隔というのが、一般的に、警視庁さんは150メートルというのが基準を持っていらっしゃいますので、あまり、今、林委員からおっしゃられたように、清洲橋通りの信号機と近くなり過ぎると、設置、移設のほうで難しくなるというような判断も出てくるかと思えます。

○林委員 そうすると、実際、物理的に警視庁が許可しない距離だけれども、校舎の位置はずらす、幼稚園の園舎、こども園か、もずらすと。この場合になってくると、どういうことを考えられるんですかね。横断歩道だけ、信号機がないとか、信号機が持っていけないんだったら、ここを決めていくというのは、校舎の位置、出入口を決めるというところと、予備知識として分かっていないと、一番、お稲荷さん側がいいや、入り口でやっちゃったって、現実問題として、全然アウト、駄目ですよと、警察の許可が取れないとかという物理的な参考事例というのを早めに出してあげないと、幾らいい施設を造ったって、それが通学路とか通園とマッチしないような形になってしまうわけですよ。0歳から通って、バギーも運ぶわけ——で来るわけですから、このスケジュール感というのはどういうふうにイメージされているんですか。基本構想ができてから、後から考えるのか。今、内々でご検討されているのか。

○赤海子ども施設課長 いわゆる——貴重なご意見ありがとうございます。

現在の基本構想の部分に関しましては、現在、換地によって整備をするというようなことをうたわせていただいているところでございます。今ご指摘いただきました件につきましても、来年度、基本構想になるべく早い段階で着手をしたいと考えているところでございますが、それまでの間に、ちょっと協力を頂きながら、詰めさせていただければと考えております。

○林委員 道路公園課ともよく調整してやっていただきたいのと。

次、ネットなんです。ネットのどこまで高い建物があって、いや、ボール遊びさせますとか、花火をやらしてもらえますとか、いろんなのは言うものの、ネットの構造物って、やっぱりかなり大変な、後からやるのは大変だというふうに教えていただいているんで、

せっかくの公園と一体利用ですとかになってくると、まず、公園にはネットという工作物というのは、どこまで高いのができるのか。学校は、どこまで高いネット、千代田のグラウンドは狭いから、やっぱりボールが出ちゃったら危ないわけなんで、どこまでというのは、これは建築基準法とかなんとか道路公園法とか、いろんなのであるんですかね、工作物の。共有されているんですかね。いや、担当課長が最初冒頭の答弁ですって一人だったんで、びっくりしたんですけれども、そこは全くまだ共有も議論もしていない状況なんですか。

○神原道路公園課長 まだ校庭と公園の中でこういった機能を持たせていくかといったような話までは、詰めていないような状況でございます。先ほど、冒頭、担当課長からもご説明させていただいたように、まずは、公園と学校の一体的利用ということまで今決まっているところでございまして、そういったネットをつけるに当たっても、高さ等については、これからの中で協議していきたいというふうに考えております。

○林委員 いや、どこまでできるかって、要は、総合的な子ども支援とか子育て施策とか、ボール遊びをさせますと言っていて、実際、この和泉小学校と和泉公園のところが最初のケースになるわけですよ、本格的に整備できるというのが。そうすると、いろんな工作物を作らないで、更地のほうが花火もできるし、ボール遊びもできるしということ、おのずから限定になってくると思うんですよ、材質も含めて。ボール遊びをさせるんだったら、どこまでのネットの高さができるのかって、限界値を教えていただかないと、まちの協議会に行って、いや、ボール遊びしたいんですよ。ああ、いいですねと言って、やってみたはいいけど、全部、ボール遊びしたら、道路に出てしまうような構造設計だと、やっぱり悲しませることになるんで、そこは限界値がどれぐらいの高さまでのネットが、学校敷地はできますと、公園の敷地はここまでですというのを示してあげないと、そんなに高いもんだったら圧迫感があるとか、また出てくると思うんですよ。そこをやっぱりまちの方を入れて、建て替えます、建て替えます、建て替えますと言っているけど、いや、これからちょっと交渉しなくちゃいけないけれども、やっぱり準備だけはかなり早いうちに皆さんのほうでやっていただいて、聞かれりゃ、すぐこうですと答えられるような状況で令和6年度に入ってもらいたいと思うんですけれども、どうなんですかね。

○赤海子ども施設課長 私のほうで、あまりその視点として、やや弱かった部分が多かったと今感じているところでございます。確かにまだ基本構想素案（たたき台）という状況ではございますが、おっしゃるような、実際、整備した後でどのような形になるのかとか、使われ方、使い方に関しても、まだまだこれからという部分は多うございますが、今頂きましたご意見も踏まえまして、こういったものが、こういったような場合にはこう、こういった場合にはああというようなものを、ちょっと早急に詰めながら進めてまいりたいと思います。

○岩田委員長 よろしいですか。

春山委員。

○春山委員 すみません。ご説明いろいろありがとうございました。

私は、もうちょっと大きなところで、これからの学校施設の区の考え方というところで、多分、この委員会でしか私が質疑できるところがないので、ご意見を頂きたいんですけれども、昨年、2年前に文科省のほうで、これからの教育の在り方というので、これからの

時代に合わせた学校施設の在り方というのをいろいろ提言が出されているのを、担当の方々も目を通されていると思うんですけども、やっぱり、これからの学びにおいて、個別最適な学びというのと協働的な学びというのがすごく大事にされていて、多様な方々と触れ合う、インクルーシブである、障害であろうが、どういう特徴があろうが、全部受け入れていくような学校施設の考え方というのが大事になっているというふうに文科省でもうたわれていますし、私もすごくそう思います。せっかくこの機会にこういった新しい学校施設、それも、公園と一体整備で、こども園もあるというような複合的な機能を有する体育館の新しい建て替えが起きる中で、やはりこの地区の、私、ごめんなさい、このエリアはそんなに詳しいわけではないんですけども、それでも、千代田区が新しく学校施設を造る上でのインクルーシブであるとか、多様性を受け入れるというような機能をきちんと備えていくことが大事だと思うんですけども、その辺、政策経営部長も、環境まちづくり部長も、子ども部長もいらっしゃる中で、本当にどういうふうな学校施設を提供、これからの子どもたちに提供していくのかということをご意見いただきたいと思います。

そういった意味では、今回の区民図書館がなくなるということなんですけど、これからの学校の図書館をコミュニティ commons として開放しながらも、子どもたちが高齢者の方々だったり、小さな子どもたちとも一緒に図書館をリビングとして使うとかという事例もたくさん出てきているので、その辺の公共空間の在り方について、ご意見を頂ければと思います。

○赤海子ども施設課長 まず、前段に頂いておりました多様な児童、インクルーシブ教育、いろいろご意見いただきました。それに関しましては、確かにご指摘いただいておりますように、現在、例えば、学校までは来ることができるけれども、みんなと一緒に教室に入って授業を受けるのがなかなか難しいといったようなお子さんも増えているというふうに聞いてございます。その時代、その時代、社会状況に応じて、そういったお子さん方を取り巻く環境も変化してきているというような中で、現時点で、私どもで考えておりますのは、そういった普通教室は普通教室であると思うんですが、いわゆる様々な用途にも対応が可能なようにというような前提は持っているところでございます。

また、例えば、インクルーシブの側面で申し上げますと、スペース的な問題がどこまで解決できるかは分かりませんが、多目的に使えるようなスペース、それから、お茶の水小学校の例を取らせていただければ、廊下に少しオープンスペースというんでしょうか、そういったものを設けるなどして、今後の、先々、どうなっていくか分からない状況にも、何とか対応できるような学校づくりというんでしょうか、を考えているところでございます。

また、後段の様々な方が集まれるような場所というようなことも課題であると、私のほうでも認識してございます。現在、お示ししておりますように、今のちよだパークサイドプラザのような複合施設化が、今の需要で考えますと、非常に難しいという中ではございますが、やはり、今後、人口構成というんでしょうか、そういったものの変化は恐らくあり得ることですので、例えば、セキュリティの確保の仕方などによって、同じ学校とか、こども園という中で、皆さんが集まれる場所の工夫というのは、考えていくべきだというふうに受け止めているところでございます。

○春山委員 ありがとうございます。

そういった意味では、機能が分化していくことによって、それぞれこども園は子ども、

小学校は小学校、高齢者は高齢者、障害の子は障害の子というふうに、それぞれの機能分化していくことで、メニューが充実していくということもあると思うんですけども、1回、そこはやっぱり新しい施設を造るときに見直して、トータルでどのようなコモンズが必要なのかというのをよく考えていただきたいなというふうに思います。

それと、先ほど申し上げたように、中高生の居場所がないというのもすごく問題になっていて、じゃあ、新しい場所を中高生用に確保するのかといったときに、やっぱり、こういうところを部門が違うにしても、何か利活用を時間帯でできるように、コモンス的な空間なので、なかなか中学校とか高校に行きにくい子たちが、じゃあ、不登校の施設に行くのではなくて、そこにちょっと図書館にラーニングに行けるような、そういう機能というのをよく区のほうでも調査して、検討いただきたいと思います。

○赤海子ども施設課長 今、具体的な例として、中高生の居場所という内容を頂きました。こちらに関しても、現在、検討をこれから進めさせていただく新たな施設のほうで、何かそういった機能が盛り込めるのかどうかを含めて、または、近隣の場所などに何か求めていくのかということに関しても、ちょっとこれからの具体的な検討になるんだろうなというふうに考えておりますが、ご指摘の点、私のほうでも認識しているところでございます。

○岩田委員長 よろしいですか。

岩佐委員。

○岩佐委員 2点、お願いします。

1点目は、春山委員の先ほどのとちょっと関係があるんですけど、学校を造るに当たっての合理的配慮、いろんなお子さんがいらっしゃる中で、この間、お茶小も本当に新しくなって、すごい施設だということは伺っておりますけれども、例えば、特別支援教室の位置が本当に一番奥でいいのかとか、あるいは、今、カームダウンルームの設置ですとか、様々なお子さんがちゃんとリラックスできるようなスペースをどういうふうに取りっていくかというのは、結構、これから課題だと思うんですね。その中で、もちろん、それをどんどん入れていただきたいんですけども、今、懇談会というところで、ご意見を聴取しているけど、これがこのままいろんな検討協議会みたいな形で残っていくと思うんですけど、その中に、いわゆる当事者のお子さん、あるいは、専門家の視点をぜひ入れていただきたいんですけど、その会議体にそういう専門家とか当事者の方を入れることについて、どうお考えなのかというのが一つと。

それから、学校というのは、いわゆる災害時の避難所とか拠点になるんですけども、ここは、本当にちょうど大きな病院の横の学校ですので、単なる避難所だけではなくて、いわゆる福祉避難所的な機能も持たせられるんじゃないかと思うんですけども。そういった避難所も想定できる場合、どれだけこの立地を活用しながら、災害時にしっかりと多くの方たちを助けられるような災害拠点施設にできるのかということを考えていらっしゃるのかという、2点、ご説明いただけますでしょうか。

○赤海子ども施設課長 1点目の特別支援の、例えば、位置がここで、端のほうがいいのか、または、中心の位置がいいのかといったようなこと、また、そういったことの検討のときに、専門家の方に入っていただくのかどうかということに関してなんですけども、まず、配置に関しては、ちょっとこれからの基本計画ですとか、設計のほうでさらに進めて

いく必要があろうかと思うんですけれども、位置だけではなくて、動線の関係などももちろんそれは考慮しなければいけないと思っております。

また、現在、校・園関係者懇談会という懇談会で検討させていただいておまして、今後、ステージが変わっていくときに、こういった会議体になっていくのかというのは、現時点では、やはり学校の関係者を軸にしつつ、こういった方々に、では、入っていただくのかというのは、申し訳ありません、まだ検討がこれからというような状況でございますが、例えば、そういった視点で専門家の方が必要だということで、そのときがあれば、当然、入っていただくこともあり得るかというふうに感じているところでございます。

また、二つの災害時の拠点ということで、ご指摘のとおり、隣に病院がございまして、いわゆる地域とも、または、こちらの災害対策とも連携をしているというふうなのは承知しているところでございます。その中で、福祉避難所の機能まで持たせることができるかどうかというのは、ちょっと、今の時点では、なかなか条件なども私のほうで存じていない部分もあるんですけれども、やはり、今後、ちょっと詰める中で、可、不可を含めて、検討をさせていただければと思います。

○岩田委員長 よろしいですか。

ほかに何かございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○岩田委員長 はい。なければ、質疑を終了いたします。

以上で、日程1、報告事項を終わります。

次に、日程2、その他に入ります。

委員の方から何かございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○岩田委員長 はい。執行機関から何かございますか。（発言する者あり）

最後に、日程3、閉会中の特定事件継続調査事項についてです。

閉会中といえども、当委員会が開催できるように議長に申し入れたいと思います。

よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○岩田委員長 では、そのようにさせていただきます。

以上をもちまして、公共施設調査・整備特別委員会を閉会いたします。お疲れさまでした。

午後2時40分閉会